

## 大東市内の農地を売買・贈与・貸与したい方へ

農地の売買、贈与、貸借などを行う場合、農地法第3条に基づき大東市農業委員会の許可が必要です。この許可を受けないでした行為は、無効となります。

なお、農地の貸借については農業経営基盤強化促進法に基づく方法もあります。  
詳しくは大東市農業委員会にお問い合わせください。

### ○ 農地法第3条の主な許可基準

次のすべてを満たす必要があります。

- ① 今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること（全部効率利用要件）
- ② 法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと（農地所有適格法人要件）
- ③ 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること（農作業常時従事要件、）
- ④ 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと（地域との調和要件）

※ 農地所有適格法人とは、農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織されることなどの農地法第2条第3項の要件を満たす法人をいいます。

※ 農作業に常時従事している基準は、年間農作業従事日数60日以上です。

※ 下限面積要件は、令和5年4月より撤廃となりました。

### ○ 農地法第3条許可事務について

大東市農業委員会では、毎月20日（休日の場合は前日）を締切日として申請書類の提出を受け付けています。事務局が書類提出の窓口で、申請書と添付書類の確認、その後の現地調査を経て、毎月10日前後に行う農業委員会総会で審議の上、許可を決定します。

## 【農地法代3条許可申請から許可書交付までの流れ】

### ◆申請者の方の流れ

申請についての相談
-----------

※ 農業委員会事務局までお越しいただくか、お電話をお願いします。

住所：大東市谷川1丁目1番1号（市役所東別館2階）

電話：072-872-2181

申請書の記入
添付書類の準備

※ 申請内容に応じて申請書（農業委員会にあります）に記入いただきます。なお、内容に応じて、必要書類も異なりますので、記入例や必要書類一覧表をご参照ください。

提出前の再確認
---------

※ 記入漏れや必要書類の不足があると、追加提出等により許可までに時間がかかったり、不許可になったりする場合がありますのでご注意ください。

申請書と添付書類の提出
-------------

※ 農業委員会事務局が書類提出の窓口です。書類の受付は、毎月20日（休日の場合は前日）が締切日です。

### ◆農業委員会等の流れ（申請書類の提出から許可書の交付までの標準的な処理期間は20日です。）

申請書と添付書類の受付
-------------

※ 書類受付の後、審査期間中は、内容確認等のため、農業委員会事務局から連絡させていただくことがありますので、ご承知ください。

申請内容の審査
農業委員会総会

※ 申請書の記載内容に漏れがないか、農地法第3条の許可基準に適合するか等を審査し、また、現地調査を行い、必要に応じて申請者の方に確認します。

※ 許可・不許可について、毎月10日前後に行う農業委員会総会で決定します。

許可書の交付
--------

※ ご足労ですが農業委員会事務局までお越しく下さい。